

サテライト30M研究会 会則 (案)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会（以下「本会」という）の名称は、次のとおりとする。

サテライト30M研究会（略称「サンマル研」）

<英文名： Satellite 30minutes Society>

(目 的)

第2条 本会は、笛吹市におけるサテライトオフィス開発やリニア新幹線山梨県駅周辺などの新たなまちづくり（以下併せて「サテライト構想」という）の研究を通して、首都圏企業を構成員とする会員相互の扶助と、将来に向けた地域社会への貢献を目指すものとする。

(活 動)

第3条 本会の活動は、次のとおりとする。

- (1) サテライトオフィス笛吹構想の事業企画およびこれに賛同する企業の募集
- (2) サテライト構想実現のための事業会社設立
- (3) リニア新幹線山梨県駅周辺や近隣の米倉山エリアなどの開発研究
- (4) サテライトオフィス近隣の学校教育への貢献および地域活性化への協力
- (5) 長期的展望にたった事業の企画および行政への提案、要望

(事務局)

第4条 本会の事務局は、株式会社ジインズ（山梨県笛吹市境川町三柵 301）内におく。

2 本会の事務局は、株式会社ジインズ社員および協力者により構成される。

3 サテライトオフィス笛吹構想を担う事業会社が発足した場合、事務局設置先を見直すものとする。

(会 員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者とし、以下の区分により構成される。

- (1) 正会員 東京都内に本社等をおき、サテライトオフィス笛吹などサテライトオフィス事業への参画やサテライトエリアへの展開を検討する企業およびこの企業誘致をすすめる地元企業
- (2) 特別会員 行政機関
- (3) 協力会員 本会の活動や事業に協力する地元企業等
- (4) 賛助会員 リニア新幹線時代にむけ事業の発展に貢献することが期待される法人、団体等

2 本会の趣旨に違背し不動産投機や外国への利益誘導を目論む者は、会員となることができない。

(会員の資格喪失)

第6条 会員が次のいずれかの事由に該当するとき、会員資格を失うものとする。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 会員資格の要件を満たさないと認められたとき
- (3) 会費を継続して2年以上滞納したとき
- (4) 本会の趣旨にそぐわないなどの事由により除名されたとき

2 前項第4号にある除名は、第10条に規定する理事会の議決により行うものとする。

第2章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員をおくものとし任期は2か年とする。また、再任を妨げないものとする。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名以上2名以内を副会長とする。
- 3 理事および監事は総会において選任するものとし、会長、副会長は、理事の互選とする。
- 4 必要に応じて、本会に顧問をおくことができるものとする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理するものとし、総会において現年度の活動計画、予算および前年度の活動、会計等を報告する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し本会会則、総会決議および理事会決議に基づき本会の業務を執行する。
- 4 監事は、理事の業務執行状況を監査するとともに、年度毎に会計を監査する。

第3章 総会

(総会)

第9条 本会の運営のための議決機関として、総会を開催する。

- 2 総会は正会員をもって構成し、定時総会として年一度開催するものとする。また、総会は会長が招集し、議長は会長がつとめるものとする。
- 3 会長が必要と認めるときまたは会員の半数以上から請求があった場合には、臨時総会を開催するものとする。
- 4 総会において次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 事業計画、事業報告に関する事項
 - (2) 予算、決算に関する事項
 - (3) 役員を選任、解任に関する事項
 - (4) 会則等の改正に関する事項
 - (5) その他、本会の運営に影響を及ぼす重要事項
- 5 会長は、総会とは別に、事業に関する意見交換、企画提案等の場を随時設けることができるものとする。

第4章 理事会

(理事会)

第10条 次に掲げる事項を審議し議決するために、本会に理事会をおく。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、第7条規定の理事をもって構成される。
- 3 理事会において次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項

- (3) 会員資格の得喪に関する事項
- (4) その他、本会の運営に必要な事項

第5章 会 計

(会 費)

第11条 本会の会費は、5万円（年会費）とする。ただし特別会員は、会費不要とする。

- 2 会費の納付は、毎年6月末までとし、年度途中で入会する者は入会后速やかに納付する。
- 3 特別な理由がある場合、会費の納付を免除することがある。
- 4 納付された会費は、退会時においても返金しない。

(臨時会費)

第12条 本会の事業を行うために特別の費用を必要とする場合、理事会の議決または会員の自発的な申し出に基づき臨時会費を徴収することができるものとする。

(経費の費消)

第13条 本会の活動、運営に必要な経費は、会費および臨時会費をもって充当することとし、なおも必要がある場合は、会員協議のうえ決めるものとする。

- 2 本会の事務局を担当する会社に対し、事務協力費を支給する。

(会計および監査)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 監事は、定時総会開催前に決算およびこれに関連する会計を監査し、その結果を総会において報告する。

(議決、委任)

第15条 本会議事の議決は、会員の過半数の賛同によるものとし、この会則の施行のために必要な事項は、会員の承認を経て会長が定める。

- 2 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、書面をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

附則

- 1. この会則は、令和 年 月 日から施行する。
- 2. 本会の発足年度に入会した者の年会費は、その入会時期にかかわらず5万円とする。

※本案 2020年8月18日